

# お葬式にまつわる常識

お葬式を営むためには、さまざまな約束事があります。事前に知っておきましょう。

## 死後24時間経過しないと、火葬できない

「墓地・埋葬等に関する法律」では、死後24時間が経過しなければ、火葬することはできないと定められています。

## 葬儀の日程は、自分の都合だけでは決められない

葬儀の日程は、火葬場の空き具合、宗教者の都合、葬儀式場の空き具合によって決まりますので注意しましょう。

## ご遺体をどこに安置するか、決めておく

病院などでお亡くなりになられた場合、自宅にいったん安置するのか、葬儀社の安置室に安置するのかを決めておかないと、その時になってあわてることになります。どこの会場を利用するのも予め決めておくといいでしょう。

## 宗旨宗派を確認しておく

宗教式の葬儀の場合は、自分の家の宗旨宗派でおこなうため、前もって調べておきましょう。特に菩提寺をお持ちの方は、葬儀の打ち合わせ段階から菩提寺と確認しあうことが大切です。

## 役所への死亡届の提出が必要

ご遺体の安置後、葬儀社と葬儀の内容について打ち合わせをおこなう前に、市区町村役場に死亡診断書または死体検案書を添えて死亡届を提出し、埋・火葬許可証を発行してもらう必要があります。ほとんどの場合、届け出は葬儀社が代行します。